

自治会・町内会の皆さま

犬・猫のフン害対策について(お願い)

自治会

平素は自治会の運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。さて、犬・猫のフン害についてご相談が寄せられています。

1. 犬の飼い主の方へ(日頃から自宅で排泄を済ませてから散歩に行くような習慣をつけましょう)

多くの飼い主の皆さまはマナーを守られていると思いますが、散歩をされる際はフン袋等をご持参いただく等、放置することのないようご協力をお願いします。犬の尿については、電信柱等に放尿させると、悪臭の発生や住宅への流入等、不衛生で不快に感じられる場合があるので、十分ご注意ください。場所によっては排尿の跡を水で洗い流しましょう。

2. 猫の飼い主の方へ

猫については、庭や公園にフンをして汚される、自動車等にひっかき傷をつけられる、草花を荒らす等の被害が報告されています。自治会の皆さまには、①室内飼いにする、②首輪をつける等の対策をお願いします。また、猫数を減らす不妊手術対策やエサ・トイレ管理をしない、飼い主のいない猫への単なる無責任なえさやりをしないようお願いします。フン害の原因は猫へのえさやりと放し飼いが多く、えさやり者の知らない場所で発生していることがあります。

3. フン害でお困りの方へ

(1) 犬のフンで困っている方へ(回収を促すために)

犬のフンを見つけたときは、回収せずチョークで周囲に丸を付け、発見日時を書く方法(イエローチョーク作戦)も効果的です。

放置されたフンは居住者ではなく飼い主が処理すべきであり、放置をなくすという強い意思表示が大切です。

(2) 犬や猫のフン害に対して自衛する方法(忌避液の活用)

自宅やその周辺に犬や猫のフンが放置されるのを防ぐため、放置のあった場所のにおいを水で流してから、市販の木酢液(もくさくえき)をじょうろ等に 50cc程度入れ、3リットル程度の水で薄めて(約60倍)自宅周囲に散布する方法も効果があります。木酢液は、ホームセンターの肥料売場、ドラッグストア等で販売しています(1.5ℓ約 600 円)。できるだけ多くの皆さんが実践されるとより効果が倍増します。なお、動物に危害を加えると、法律により罰せられることがありますので十分ご注意ください。

動物愛護の観点は大切ですが、自治会の皆さまが住みよい環境となりますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。